

計 画 書

南城都市計画特定用途制限地域の変更（南城市決定）

都市計画特定用途制限地域を次のように変更する。

種類	面積	制限すべき特定の建築物等の用途の概要	備考
特定用途制限地域 （産業環境地区）	14 ha	<ul style="list-style-type: none"> ・麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所等 ・危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場 ・危険物の貯蔵・処理の量が多い施設 ・個室付浴場業に係る公衆浴場等 	
特定用途制限地域 （幹線道路沿道地区 市街地型）	40 ha	<ul style="list-style-type: none"> ・麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所等 ・劇場、映画館、演芸場、観覧場 ・キャバレー、ダンスホール等 ・個室付浴場業に係る公衆浴場等 ・倉庫業倉庫 ・畜舎 ・危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場、おそれがやや多い工場、おそれがある工場 ・危険物の貯蔵・処理の量が少ない施設、やや多い施設、多い施設 	
特定用途制限地域 （幹線道路沿道地区 農村型）	142 ha	<ul style="list-style-type: none"> ・床面積3,000㎡超の店舗、飲食店等 ・床面積3,000㎡超の事務所等 ・床面積3,000㎡超のホテル、旅館 ・床面積3,000㎡超のボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等 ・カラオケボックス等（ただし、ホテル、旅館に附属する施設は除く） ・麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所等 ・劇場、映画館、演芸場、観覧場 ・キャバレー、ダンスホール等 ・個室付浴場業に係る公衆浴場等 ・倉庫業倉庫 ・危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場、おそれがやや多い工場、おそれがある工場 ・危険物の貯蔵・処理の量が非常に少ない施設で一定規模以上のもの、少ない施設、やや多い施設、多い施設 	
特定用途制限地域 （リゾート環境地区）	193 ha	<ul style="list-style-type: none"> ・床面積1,500㎡超の店舗、飲食店等 ・床面積1,500㎡超の事務所等 ・カラオケボックス等（ただし、ホテル、旅館に附属する施設は除く） ・麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所等 ・劇場、映画館、演芸場、観覧場 ・キャバレー、ダンスホール等 ・個室付浴場業に係る公衆浴場等 ・倉庫業倉庫 ・畜舎 ・危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場、おそれがやや多い工場、おそれがある工場 ・危険物の貯蔵・処理の量が非常に少ない施設で一定規模以上のもの、少ない施設、やや多い施設、多い施設 	うち 保安林 約5ha

特定用途制限地域 (居住環境保全地区)	4,311 ha	<ul style="list-style-type: none"> ・床面積1,500㎡超の店舗、飲食店等 ・床面積1,500㎡超の事務所等 ・床面積3,000㎡超のホテル、旅館 ・ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッティング練習場等 ・カラオケボックス等（ただし、ホテル、旅館等に附属する施設は除く） ・麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所等 ・劇場、映画館、演芸場、観覧場 ・キャバレー、ダンスホール等 ・個室付浴場業に係る公衆浴場等 ・倉庫業倉庫 ・危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場、おそれがやや多い工場、おそれがある工場 ・危険物の貯蔵・処理の量が非常に少ない施設で一定規模以上のもの、少ない施設、やや多い施設、多い施設 	うち 保安林 約28ha
合計	4,700 ha		うち 保安林 約33ha

※店舗、飲食店、劇場、映画館、演芸場、観覧場、展示場、遊技場で、その用途に供する部分の床面積の合計が1万㎡を超えるものは、建築基準法において制限される。

※規制すべき特定の建築物の用途の詳細については、「南城市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例」において定める。

※保安林の区域を除く。

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

既存の住宅団地及び県道沿線の既に土地利用が進められている区域について、現在の居住環境や業務の利便増進を維持し、土地利用の混在を防止するために用途地域を設定することに伴い、本地域の変更（特定用途制限地域の廃止）を行うものである。